

年金予約定期貯金

ウェルカム

店頭金利

+0.1%

年金予約者
限定!



愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談ください。

本所営業課 (0893)59-4182

大洲支所 (0893)24-2008

喜多支所 (0893)24-5843

菅田支所 (0893)25-5011

新谷支所 (0898)25-0521

粟津支所 (0893)26-0211

肱川支所 (0893)34-2321

内子支所 (0893)44-4111

大瀬支所 (0893)47-0111

長浜支所 (0893)52-1211

五十崎支所 (0893)44-2188

オズメッセ出張所 (0893)25-0008

商品概要説明書

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金【単利型】 (愛称：年金予約定期貯金 ウェルカム)	・スーパー定期貯金【複利型】 (愛称：年金予約貯金 ウェルカム)
2. ご利用いただける方	・個人のみ 当組合で公的年金受給の予約を頂いた方で、年金の受給予定日が契約日から2年以内の個人の方。	・個人のみ 当組合で公的年金受給の予約を頂いた方で、年金の受給予定日が契約日から3～5年以内の個人の方。
3. 期間	・定型方式 1年（1年以内に公的年金をJAで受取る予定の方） 2年（1年超2年以内に公的年金をJAで受取る予定の方） ※年金お受取日以降に満期日が到来するよう契約期間を設定させていただきます。 ※自動継続のお取扱いとなります。	・定型方式 3年（2年超3年以内に公的年金をJAで受取る予定の方） 4年（3年超4年以内に公的年金をJAで受取る予定の方） 5年（4年超5年以内に公的年金をJAで受取る予定の方） ※年金お受取日以降に満期日が到来するよう契約期間を設定させていただきます。 ※自動継続のお取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上300万円以下 口数の制限はありませんが、お一人当たり300万円が上限となります。 1円単位 	
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金期間1年～2年の店頭表示利率に、年0.10%を上乗せした利率を満期日まで適用致します。 自動継続の場合にはスーパー定期貯金1年～2年の店頭表示利率を満期日まで適用致します。 ※ただし、満期時において当組合での公的年金のお受取りが確認できること。 ※上記の確認ができない場合は、上乗せ金利を適用せず、預入日に遡って金利を取り消し、預入期間にかかわらず満期日における普通貯金利率に変更します。 	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金期間3年～5年の店頭表示利率に、年0.10%を上乗せした利率を満期日まで適用致します。 自動継続の場合にはスーパー定期貯金3年～5年の店頭表示利率を満期日まで適用致します。 ※ただし、満期時において当組合での公的年金のお受取りが確認できること。 ※上記の確認ができない場合は、上乗せ金利を適用せず、預入日に遡って金利を取り消し、預入期間にかかわらず満期日における普通貯金利率に変更します。
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に元金と一括して支払います。 ※なお、約定利率は定期的に見直しをおこないます。 ※「スーパー定期貯金の金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています」 	
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円とした1年を365日として日割計算とします 	
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 	
7. 手数料	—	
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） 法令に定められた条件を満たせば、マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いが出来ます。 	
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は預入期間にかかわらず、解約日における普通貯金利率を適用いたします。	
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 	
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0893-59-4182）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 	
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 本商品は年金の予約受付店以外でのお取り扱いはできません。 金融情勢等により途中で変更または終了することがあります。 	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA愛媛たいき